

2026年度 海外出願支援事業

～募集のお知らせ～

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、海外特許出願等に取り組む道内中小企業者等を支援する海外出願支援事業（特許庁・北海道経済産業局事業）の2026年度募集を次のとおり実施します。

募集期間

募集開始日 **2026年7月15日**（水）～

募集締切日 **2026年9月4日**（金）【17時必着】

対象者		道内の中小企業者等 ●中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、みなし大企業を除く。 ●地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）。 ※次のいずれかに該当していること （ア）助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。 （イ）助成を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け商標出願対策の意思を有していること。
対象となる出願		申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願（PCT出願を含む。）、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願を行っている出願であって、次の(ア)～(エ)いずれかに該当する方法により、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定であること。
	(ア)	パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）。
	(イ)	特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）。ダイレクトPCT出願の場合、PCT出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件。
	(ウ)	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）。
	(エ)	マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。
補助率		補助対象経費の 2分の1 以内
補助限度額		①1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円 ②1出願に対する1事業年度内の補助限度額 （ア）特許出願 150万円 （イ）実用新案登録出願/意匠登録出願/商標登録出願（抜け駆け対策商標を除く） 60万円 （ウ）抜け駆け対策商標 30万円

《事務局・提出先》 **公益財団法人北海道中小企業総合支援センター** 企業振興部企業振興G

相談フォーム：<https://6ba0e801.form.kintoneapp.com/public/grants-form>

E-mail：jyoseishien@hsc.or.jp

ホームページ：<https://www.hsc.or.jp>



補 助 対 象 経 費	外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費																		
	現 地 代 理 人 費 用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費																		
	国 内 代 理 人 費 用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費																		
	翻 訳 費 用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費																		
	そ の 他	その他特に必要と認められた経費																		
	※対象経費について ・日本国内の消費税及び地方消費税、海外の付加価値税及びサービス税等は補助対象となりません。 ・先行技術調査に係る費用は補助対象となりません。 ・交付決定日以前に発生・支払った経費及び2027年3月1日以降に発生・支払われる経費は補助対象となりません。 ・日本国特許庁に支払う費用（PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。）は補助対象となりません。 ・他の事業者との共同出願の場合には、支援対象企業の持ち分比率に応じた額（ただし、支援対象企業が負担した額の範囲内）を補助対象とします。 ・外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用（出願に不備等があった場合の補正費用など）は年度内に支払われた費用であっても補助対象となりません。																			
事 業 期 間	交付決定日から 2027年2月28日（日） まで 事業が完了した日から30日以内または2027年3月10日（水）のいずれかの早い日までに所定の報告書にて事業の完了報告を行っていただきます。																			
スケジュール（予定）	<table><tr><th colspan="3">2026</th><th colspan="2">2027</th></tr><tr><td>●7/15</td><td>●9/4</td><td>●9～10月</td><td>●3/10</td><td>●3月末</td></tr><tr><td>募集開始</td><td>募集終了</td><td>審査会・交付決定</td><td>実績報告</td><td>補助金交付</td></tr></table>					2026			2027		●7/15	●9/4	●9～10月	●3/10	●3月末	募集開始	募集終了	審査会・交付決定	実績報告	補助金交付
2026			2027																	
●7/15	●9/4	●9～10月	●3/10	●3月末																
募集開始	募集終了	審査会・交付決定	実績報告	補助金交付																
選 定 方 法	①審査方法 当センターが設置する審査委員会において申請書類の審査をし、採否を決定します。 ②審査基準 ・先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。 ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。または、助成を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有していること。 ・産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。 ※1 「賃上げを実施する企業」、「ワーク・ライフバランスの取組を進める企業」、「地域未来牽引企業」に対して、審査上の加点措置を実施する予定です。 ※2 審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、予めご了承ください。																			
申 込 方 法	募集要項をご覧の上、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付申請書に所定の事項を記入し、添付書類とともに提出願います。【支部では受付しておりません】 ※募集要項及び申請書様式は当センターのホームページからダウンロードできます。																			

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（お問い合わせ先）			
札幌本部	〒060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	TEL：011-232-2403
道南支部	〒040-0015	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL：0138-86-6695
十勝支部	〒080-0013	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL：0155-67-4515
釧根支部	〒085-0847	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL：0154-64-5563
道北支部	〒078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL：0166-68-2750
日胆支部	〒050-0083	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL：0143-47-6410
ホップ支部	〒090-0023	北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL：0157-31-1123